

議案第 39 号

「練馬区立図書館条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

上記の議案を提出する。

平成 20 年 5 月 13 日

提出者 教育長 菌 部 俊 介

「練馬区立図書館条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

このことについて、別紙のとおり制定を練馬区長あて依頼するものとする。

練馬区立図書館条例の一部を改正する条例

練馬区立図書館条例（平成5年3月条例第42号）の一部をつぎのように改正する。

第3条第7号を同条第8号とし、同条第6号のつぎにつぎの1号を加える。

(7) 第5条第3項に規定する施設の利用に関すること（南大泉図書館を除く。）。)

第8条を第13条とし、第7条のつぎにつぎの5条を加える。

(指定管理者による管理)

第8条 委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、練馬区立南田中図書館（以下「南田中図書館」という。）の管理を行わせるものとする。

(業務の範囲)

第9条 南田中図書館の指定管理者は、つぎに掲げる業務を行う。

- (1) 第3条に規定する事業に関する業務（第2号に規定する事業については、図書館資料の収集および廃棄の決定に関する業務を除く。）
- (2) 図書館の施設、附属設備および物品の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手續)

第10条 第8条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならない。

第11条 委員会は、前条の規定による申請があつたときは、つぎに掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者の候補として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 南田中図書館の運営が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 南田中図書館の設置の目的を効果的に達成することができるものであること。
- (3) 南田中図書館の施設、附属設備および物品の適切な維持管理を行うことができるものであること。
- (4) 南田中図書館の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (5) 南田中図書館の管理を安定して行うための物的能力および人的能力を有していること。

2 委員会は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示するものとする。

(管理の基準)

第12条 指定管理者は、つぎに掲げる基準により、南田中図書館の管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) この条例の規定を遵守し、適切な施設運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して公平かつ適切にサービスの提供を行うこと。
- (3) 施設、付属設備および物品の維持管理を適切に行うこと。

別表第1につぎのように加える。

| | |
|------------|--------------------|
| 練馬区立南田中図書館 | 東京都練馬区南田中五丁目15番22号 |
|------------|--------------------|

別表第2中

「

| |
|------------|
| 練馬区立春日町図書館 |
|------------|

」を「

| |
|------------|
| 練馬区立春日町図書館 |
| 練馬区立南田中図書館 |

」に改める。

付 則 (平成20年〇月条例第〇号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条第7号の改正規定は公布の日から施行し、南田中図書館の供用開始の日は教育委員会規則で別に定める。